



質問

少数組合員（1／5以上の組合員）による総会を招集する場合、代表者名のみでの招集通知でよいですか。

（相談概要）

区分所有者の数及び議決権の1／5以上の者が総会を招集する場合、1／5以上の者が連名で総会案内状を送る必要がありますか。あるいは1／5以上の者の代表者名のみで送りが可能でしょうか。



回答

区分所有法第34条では、区分所有者の数及び議決権の1／5以上を有する者は、管理者に対し総会の招集を請求することができ、管理者が一定期間内にこれに応じない場合は、自ら総会を招集できると規定されています。

本条に通知方法に関する定めはありませんが、1／5以上の者が直接、招集通知を送る場合、通知を受領する組合員は1／5以上の要件を満たしているか個々に確認することとなります。そのため、代表者名のみでの記載では不十分であり、連名での通知が必要と考えられます。

区分所有法
（集会の招集）

第34条 集会は、管理者が招集する。

- 2 管理者は、少なくとも毎年一回集会を招集しなければならない。
- 3 区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、管理者に対し、会議の目的たる事項を示して、集会の招集を請求することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。
- 4 前項の規定による請求がされた場合において、二週間以内にその請求の日から四週間以内の日を会日とする集会の招集の通知が発せられなかつたときは、その請求をした区分所有者は、集会を招集することができる。
- 5 管理者がないときは、区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

【参考事例】

管理組合関係 → 総会・理事会に関する事項 → 総会・理事会の招集、議長、議事進行

少数組合員（1／5以上の組合員）による総会の招集にあたり、マンション管理業者はどのように対応すればよいですか。（Q0099）

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。